

気象警報等発令時の対応について

令和3年4月20日
神石高原町立来見小学校
校長 藤井 裕子

平素より、学校教育活動への、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、大雨・台風・大雪等による気象警報等発令時の対応について、次のように行います。
必ず御確認くださいませようよろしくお願いいたします。

1 学校の臨時休業措置の判断について

三和中学校、三和小学校と連携・協議をし、学校長の判断で臨時休業を決定します。
なお、臨時休業の判断基準は、次の3点です。

- (1) 午前6時の時点で、町内に警戒レベル4以上の気象情報、又は、避難勧告・避難指示が発令されている場合
- (2) 「登校時」「下校時」の状況を勘案し、児童の安全を確保することが難しいと判断した場合
- (3) 校区内のスクールバス路線が平常通り運行できない場合

2 臨時休業措置等における連絡方法について

- (1) 午前6時にメール配信します。
- (2) 午前6時15分に放送（ページング放送）します。

3 その他

- (1) 前日に「警報」が発令された場合等、「登校時」「下校時」の状況を勘案して、児童が安全に登下校することが難しいと判断した場合は、前日に、ページング放送又はメール配信で臨時休業のお知らせをすることがあります。
- (2) 下校時に「警報」が発表され、以後、解除の見通しが立たない場合は、児童を学校に待機させ、保護者にお迎えをお願いすることがあります。この場合は、メール配信でお知らせします。
- (3) 警報発令時、町営バスの一部路線が運行を停止した場合でも、校区内のスクールバス路線が平常通り運行できる場合は、運行されます。（町営バス路線が一部停止しても、スクールバスが運休になるとは限りません。）
- (4) 校区内に「警報」が発令されていても、解除の見通しがあり、安全に登校できると判断した場合は、平常通り学校があります。このような場合でも、保護者が「危険である」と判断して欠席させた場合は、「欠席」扱いにはなりません。
- (5) メール配信やページング放送がない場合は平常通り学校があります。
- (6) 臨時休業になったときには、安全確保のため、外出をせず、自宅等で学習に取り組むことや、警報解除後も、河川の氾濫や崖崩れ等の災害に備えるよう学校で指導しますので、家庭でも指導してください。